

審査基準整理票

処 分 名	旅館業営業の承継承認（相続）		
根拠法令名	旅館業法（昭和23年法律第138号）	（条項）第3条の4第1項	
基準法令名	旅館業法（昭和23年法律第138号） 大津市旅館業法施行条例 （平成20年大津市条例第48号）	（条項）第3条第2項、第3項 第3条の4第3項 （条項）第2条第1項、第2項	
所管部署	健康福祉部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	14日	法定処理期間	—
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【営業許可等事務処理実務マニュアル【旅館業編】】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[旅館業営業の承継承認（相続）基準]</p> <p>旅館業営業の承継承認（相続）は、旅館業法第3条第2項に規定する欠格事項に該当しないこと及び第3条第3項に規定する設置場所の基準に適合すること並びに上記文書に定める基準に則り審査するものとする。</p> <p>なお、当該文書については、担当課の事務所に備え置く。</p>			

参考

[根拠法令]

《旅館業法》

第3条の4 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

[基準法令]

《旅館業法》

第3条（略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者
- (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第1条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

第3条の4 1～2（略）

3 第3条第2項（申請者に係る部分に限る。）及び第3項から第6項までの規定は、第1項の承認について準用する。

《大津市旅館業法施行条例》

第2条 法第3条第3第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校（その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するものに限る。）
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館

- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設であつて、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものとして市長が指定するもの
- 2 市長は、前項第5号の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。